

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を（以下「この法人」という。）の定款第25条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会長（理事長）)

第5条 会長（理事長）の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長（業務執行理事）)

第6条 副会長の役割を以下のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、法人の業務を執行する。
- (2) 会長の事故時等の職務執行を行う。

第3章 補 則

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年11月1日から施行する。